

(図表18)評価損益総括表(平成13年3月末、単体)

有価証券 (億円)

		残高	評価損益	評価益	評価損
売買目的	有価証券(注1、2)	4,223	+ 1	1	0
	債券	21	0	0	0
	株式	-	-	-	-
	その他	4,202	+ 1	1	0
	金銭の信託(注1)	-	-	-	-
満期保有目的	有価証券(注1、2)	70	-	-	-
	債券	-	-	-	-
	株式	-	-	-	-
	その他	70	-	-	-
	金銭の信託(注1)	-	-	-	-
子会社等	有価証券(注1、2)	3,307	+ 42	57	15
	債券	-	-	-	-
	株式	2,229	+ 42	57	15
	その他	1,078	-	-	-
	金銭の信託(注1)	-	-	-	-
その他	有価証券(注1、2)	98,856	3,466	1,578	5,044
	債券	51,324	+ 214	240	26
	株式	37,719	3,557	1,303	4,860
	その他	9,813	123	35	158
	金銭の信託(注1)	222	+ 4	4	0

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注3)	1,069	778	291	0	291
その他不動産	-	-	-	-	-
その他資産(注4)	-	-	662	-	-

(注1)「有価証券」及び「金銭の信託」の「評価損益」は、上場有価証券と店頭売買有価証券等、時価が合理的に算定可能なものについて、期末日の時価に基づき算出しております。

但し、保有目的区分が「その他」の株式の「評価損益」については、決算期末前1か月の市場価格の平均による時価に基づき算出しております。

(注2)「有価証券」には、貸借対照表に計上されているもののほか、「特定取引資産」の中の商品有価証券、譲渡性預け金及びCP、「現金預け金」の中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の中のCPを含んでおります。

(注3)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を平成10年3月に実施しております。

なお、「貸借対照表価額」及び「時価」は、再評価を行った土地について再評価後の帳簿価額及び13年3月末における時価をそれぞれ記載しております。

(注4)「その他資産」につきましては、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引に係る評価損益を計上しております。

(図表18)評価損益総括表(平成13年3月末、連結)

有価証券

(億円)

		残高	評価損益	評価益	評価損
売 買 目 的	有価証券(注1、2)	4,692	+2	2	0
	債券	109	+1	1	0
	株式	3	0	0	0
	その他	4,580	+1	1	0
	金銭の信託(注1)	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	有価証券(注1、2)	214	0	0	0
	債券	143	0	0	0
	株式	—	—	—	—
	その他	71	—	—	—
	金銭の信託(注1)	—	—	—	—
子 会 社 等	有価証券(注1、2)	105	—	—	—
	債券	—	—	—	—
	株式	97	—	—	—
	その他	8	—	—	—
	金銭の信託(注1)	—	—	—	—
そ の 他	有価証券(注1、2)	104,952	△ 3,528	1,705	5,233
	債券	54,985	+247	277	30
	株式	38,992	△ 3,612	1,392	5,004
	その他	10,975	△ 163	36	199
	金銭の信託(注1)	222	+4	4	0

その他

	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
事業用不動産(注3)	4,833	4,493	△ 359	12	372
その他不動産	—	—	—	—	—
その他資産(注4)	—	—	△ 692	—	—

(注1)「有価証券」及び「金銭の信託」の「評価損益」は、上場有価証券と店頭売買有価証券等、時価が合理的に算定可能なものについて、期末日の時価に基づき算出しております。

但し、保有目的区分が「その他」である当行保有の株式の「評価損益」については、決算期末前1か月の市場価格の平均による時価に基づき算出しております。

(注2)「有価証券」には、連結貸借対照表に計上されているもののほか、「特定取引資産」の中の商品有価証券、譲渡性預け金及びCP、「現金預け金」の中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の中のCPを含んでおります。

(注3)「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用不動産の再評価を平成10年3月に実施しております。なお、「連結貸借対照表価額」及び「時価」は、再評価を行った土地について再評価後の帳簿価額及び13年3月末における時価をそれぞれ記載しております。

(注4)「その他資産」につきましては、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引に係る評価損益を計上しております。